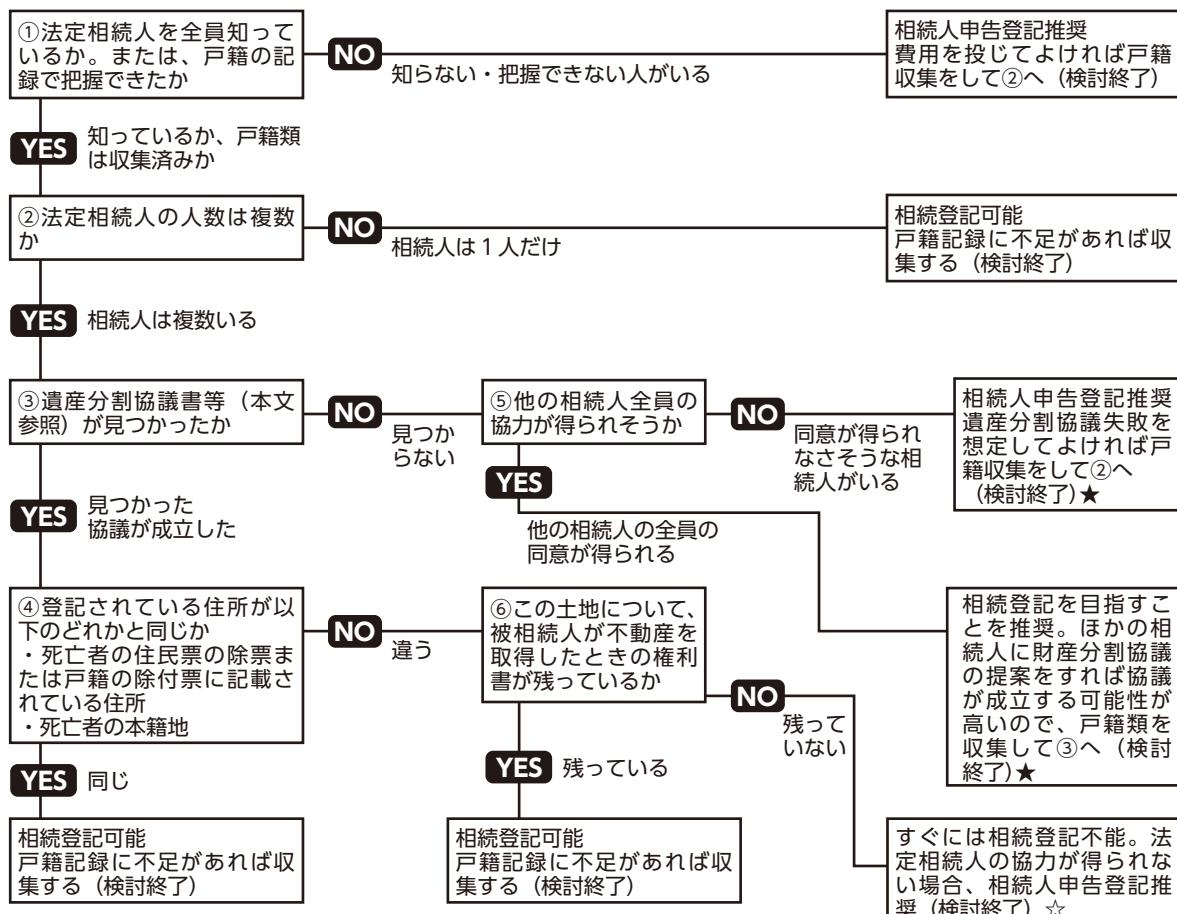


自己診断チャート～義務化への対応は相続登記か、相続人申告登記か。



(チャートの引用元：全国林業改良普及協会林業新知識2024年2月号 鈴木慎太郎)

講習会のお知らせ

スマホを持って 所有林を探そう

次のような人にお勧めです！

- ・所有している山林の場所がわからない
- ・山林を相続したけれど、場所も境界もわからない
- ・所有している山林の場所を子や孫に伝えたい

スマホのアプリを使って、所有している山林の場所を、簡単に特定する方法を学びます。

◆主 催：烏川流域森林組合

◆日 時：令和6年12月8日（日）午前9時～正午 ◆参加費：無料

◆場 所：高崎市榛名公民館 第3研修室（高崎市上里見町1072-1）

◆定 員：15名（組合員限定）希望者多数のときは抽選で決定します

◆持参するもの：・スマートフォン ・所有山林の地番のわかる書面

◆その他の

- ・当日は、山林内を歩ける服装、靴でおこしください
- ・スマホのアプリは、国土調査（地積調査）が済んでいる次の地区のみで利用できます。他の地区では利用できません。ご了承ください。旧榛名町の大部分、倉渕町権田、三ノ倉、水沼の一部

◆申し込み

令和6年11月21日（木）までに、電話またはメールで
 ①住所②氏名③電話番号をご連絡ください
 電話番号：027-378-2030 メール：info@karasu-mori.jp